

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第3条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。

(1) 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。） 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第7項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第7項において同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当 数

2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、

視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに養護老人ホームを設置し、又は養護老人ホームを再開する場合は、推定数によるものとする。

4 第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項第1号において同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 第1項第3号イ及び第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）については、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

9 第1項第4号イ及び第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

10 第1項第5号及び第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームに

あつては、常勤換算方法で、1以上とする。

11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員は、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わなければならない。

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(2) 病院 栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。）

(3) 診療所 事務員その他の従業者

（職員の資格要件）

第4条 施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第5条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（構造設備の一般原則）

第6条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第7条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（規模）

第8条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（設備の基準）

第9条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームの建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該養護老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。

4 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けることを要しない。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。）

(3) 食堂

(4) 集会室

- (5) 浴室
  - (6) 洗面所
  - (7) 便所
  - (8) 医務室
  - (9) 調理室
  - (10) 宿直室
  - (11) 職員室
  - (12) 面談室
  - (13) 洗濯室又は洗濯場
  - (14) 汚物処理室
  - (15) 霊安室
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 5 前項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 居室
    - ア 地階に設けないこと。
    - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
    - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - エ 寝具及び身の回り品を入所者ごとに収納することができる設備を設けること。
  - (2) 静養室
    - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
    - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。
  - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
  - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
  - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
  - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 6 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下（両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8メートル以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (居室の定員)
- 第10条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。
- (入退所)
- 第11条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居室において日常生活を営むことができるか否かについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助その他の適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第12条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第13条 養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇が処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第14条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第15条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、当該入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきし なければならない。

8 養護老人ホームは、教養又は娯楽に係る設備等を備えるほか、適宜レクリエーション

行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第16条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第17条 養護老人ホームは、入所者に対し、入所時の健康診断及び1年に2回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第18条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第11条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第19条 生活相談員は、第12条に規定する業務及び処遇計画に沿った支援を行うために必要な調整のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第28条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整及び他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。

(運営規程)

第20条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者の処遇の内容

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第22条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとと

もに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第24条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第25条 養護老人ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームは、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第27条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること。
  - (4) 支援員その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第29条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 処遇計画
  - (2) 入所者に対する処遇の具体的な内容等の記録
  - (3) 第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第28条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の施行の際現に存した養護老人ホームについては、第8条並びに第9条第1項、第5項第1号イ及び第6項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号。以下「昭和62年改正省令」という。）の施行の際現に存した養護老人ホームについては、第9条第4項第14号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 昭和62年改正省令の施行の際現に存した養護老人ホームに係る居室の定員についての第10条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。
- 5 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第55号。以下「平成18年設備運営基準改正省令」という。）の施行の際現に存した養護老人ホーム（建築中のものを含み、附則第2項の適用を受けるものを除く。）に係る居室についての第9条第5項第1号イの規定の適用については、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等に係る部分を除き、3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年設備運営基準改正省令の施行の際現に存した養護老人ホーム（建築中のもの

を含み、附則第4項の適用を受けるものを除く。)に係る居室の定員についての第10条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、「原則として2人以下とする」とする。

- 7 第29条第2項に規定する退所の日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前である場合における同項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

(検討)

- 8 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第3条関係)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数